

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金

企業等の文化活動促進事業 募集要項

1. 概要

令和5年秋に開催する「第38回国民文化祭及び第23回全国障害者芸術・文化祭 いしかわ百万石文化祭2023」（以下「大会」という）に向けて、大会の趣旨に賛同する企業等が実施する独自の文化活動に対して助成を行います。

この度、対象事業を募集しますので、助成を希望される企業等の皆様は、本募集要項に基づきご応募ください。

2. 応募期間

令和5年1月16日（月）～令和5年2月28日（火）

3. 助成対象期間

下記の期間中に発生した費用を助成対象とします。

そのため、事業の実施は助成対象期間中に完了させてください。

令和5年4月1日（土）～令和5年11月26日（日）（大会閉会日）

※事業者への支払や実績報告は、事業終了後30日以内に完了してください。

4. 助成対象者

助成金の対象となる事業者は石川県に主たる拠点が存在する次の各号を全て満たす法人、規約等を定めた自主的な活動を行っている任意団体・グループまたはこれらの共同体（～実行委員会、～組合など）とします。

・設立目的や活動内容が政治・宗教などに偏っていないこと

・自ら経理し監査する等の会計組織を有すること

※次に掲げる団体は応募することが出来ません。

・文化活動を行う文化団体

・当補助事業に採択されたことがある団体

・石川県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に該当する団体

・団体の構成員に暴力団員（条例第2条第3号）、暴力団員等（条例第2条第4号）に該当するものがある団体

5. 助成対象事業

「4. 助成対象者」で示す者が新たに企画実施する文化事業（広く一般公開され石川県内で開催されるものに限る）。ただし、下記に該当する事業は対象外とします。

① 一部の特定の者だけに公開される事業

② 興行として実施する事業

③ 政治的・宗教的な宣伝意図を有する事業

④ 慈善事業への寄付を目的として行われる事業

⑤ 実施内容の大部分を同一の外部事業所に発注（一括発注）するような事業

⑥ 石川県補助金、大会実行委員会の助成金の交付を受ける事業

⑦ 公序良俗に反する事業

6. 助成対象経費

助成対象事業に要する経費のうち、以下の経費より県が認めるものを対象とします。

項目	細目	内容	
助成対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演料	指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、俳優等出演料 等
		音楽費	作曲・編曲料、作詞料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、著作権使用料 等
		文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣装デザイン料、各種助手料、著作権使用料 等
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、照明費、音響費、機材借料 等
		会場費	会場使用料、設備使用料、会場設営費、撤去費 等
		運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費 等
	賃金・ 宣伝費等	謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、講師謝金、会場整理員謝金、警備謝金 等
		通信費	郵送料
		宣伝費	入場券販売手数料、広告宣伝費、看板費 等
		印刷費	チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、プログラム印刷費、図録印刷費、印刷製本費 等
		記録費	録画費、録音費、写真費 等
	その他	保険料	催事保険料
		その他	コロナ対策経費など、上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費

<備考>

助成対象外となる主な経費は下記のとおりです。

- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代
- 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、娯楽、接待等の費用
- 収入印紙
- 振込手数料及び両替手数料
- 官公署に支払う手数料
- ホームページ等の保守費用
- 事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出にかかる費用
- 汎用性があり、目的外使用になりうるもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、タブレット端末、スマートフォンなど）の購入費
- 作品を製作する際の材料費

- 自ら設置し又は管理する会場施設で活動する場合の会場費
- 親会社、子会社、グループ企業等の関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等（これに準ずるものを含む）又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社など）との取引に要する経費
- 通常の団体運営にかかる経費
- 上記のほか、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
- 領収書の用意ができないなど、支出の証明ができない経費

7. 助成金の額

上限25万円とします。（定額助成）

※助成額は下記①②の中で最も低い額のものとし（千円未満切捨）

①25万円、②対象経費－入場料収入等

※入場料収入等：入場料、共催者負担金、寄付金、協賛金、広告料など

8. 応募方法

- 1 提出書類：（1）事業計画書
（2）収支予算書
（3）団体概要調書
- 2 提出方法：郵送または持参
- 3 提出先：〒920-8580
石川県金沢市鞍月1-1
公益財団法人いしかわ県民文化振興基金
（いしかわ百万石文化祭推進室内）

9. 助成金の支払方法

（1）概算払（希望する団体のみ）

①概算払は、助成金交付決定額の5分の2の額（千円未満切捨）を上限に、各団体につき、1回まで請求できます。

②概算払を希望する場合は、「別記様式第5号 助成金概算払申請書」及び「概算払理由書」を提出してください。

※概算払注意点

①計画どおりに事業が実施できず、確定額が概算払済額を下回った場合は、確定額との差額を返還する必要があるため、事業計画と収支の見通しを踏まえて、概算払申請額は慎重に決定してください。

②助成金の返還となった場合は、助成金の額の確定日（返還命令日）から10日以内となります。

③概算払理由書の内容によっては概算払に応じられない場合があります。

（2）精算払

実績報告を受けて助成金の額を確定した後に、助成金の支払（精算払）を行います。助成金の額の確定後に「別記様式4 助成金請求書」（概算払をしている場合は助成金精算請求書）を提出してください。

10. 選考について

(1) 選考方法

提出いただいた応募書類を基に、下記の要素などをもとに事業内容を審査し採択事業を決定します。

①実現可能性

- ・ 国民文化祭の趣旨・目的を的確に踏まえたうえで、企画された事業内容であるか。
- ・ 事業経費が適正に見積りされているか。
- ・ 入場料収入が想定よりも少なかった場合でも実施可能な事業か。

②新規性

- ・ 応募者にとっての新たな挑戦が認められる事業であるか。

③公共性、公益性

- ・ 特定の団体やグループのみを対象とせず、広く参加、出演の呼びかけを行うものであるか。

④今後の継続性、発展可能性

- ・ 事業の実施を機に、継続して文化活動を実施することが見込めるか。

(2) 選考結果

採否にかかわらず、すべての応募者に通知します。

11. 認定から助成金を受け取るまでの流れ

STEP 1 : 認定…応募者全員に、採択、不採択の通知を送付します。



採択された者は次の必要書類を提出してください

提出書類：交付申請書（別記様式第1号）

STEP 2 : 実行…準備から事業の実施までを下記の範囲内で完了させてください。



年度をまたいで実施することも可能です。

（令和5年4月1日～令和5年11月26日）

STEP 3 : 報告…事業が終了してから**30日以内**に実績報告書を提出してください。



提出書類：実績報告書（別記様式第3号）

記録写真、チラシやポスターなどの広報物

STEP 4 : 確定・請求…事業内容が適正と認められた場合に、助成金を支払います。

提出書類：助成金請求書（別記様式第4号）

※全ての様式(記入例含む)は、大会ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokubunsai/kigyousokushin.html>

12. 助成を受ける旨の表記等

助成が決定した事業については、当該事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に、大会の応援事業であることを必ず明記し、大会のロゴマークを使用してください。

ロゴマークは大会ホームページからダウンロードできます。

○表示例

いしかわ百万石文化祭 2023 開催記念応援事業	
事業名	
事業概要	
日時	

13. その他留意事項

- ・必要に応じて申請書の内容等について聞き取りを行わせていただく場合があります。
- ・提出書類は、事前に写しをとり保管してください。
- ・同一団体につき複数の応募を認めていますが、採択される事業は1団体につき1事業として取り扱います。
- ・同一内容を複数上演する場合は全体を1事業とします。
- ・同一団体の異なる店舗からそれぞれ応募があった場合は、同一団体から複数の応募があったものとして取り扱います。
- ・採択事業は大会ホームページ等に掲載し紹介します。
- ・実績報告書の提出の際、「12. 助成を受ける旨の表記等」で示す、チラシやポスター等への記載事項について確認をしますので、内容の分かる成果物の用意をお願いします。
- ・助成を受けた団体は、当該事業に関する収入・支出の内容を証する関係書類を会計帳簿とともに事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ・必要に応じて（公財）いしかわ県民文化振興基金の職員が活動の状況・実績等を調査する場合があります。領収書が確認できない支出については助成対象外になりますので、領収書は必ず処分せずに保管してください。
- ・当初の想定より事業費が多くなった場合でも助成金の増額は出来ません。助成事業完了により、相当の利益が生じると認められる場合や助成対象経費内訳に明らかに助成対象とはならない経費が計上されていることが判明した場合などにより、減額することはあります。
- ・助成を受けた者に対しては、当基金から事業期間中または事業実施後にアンケートをお願いする場合がありますのでその際はご協力ください。

本募集要項やQ&Aに記載のない細部の事項については、(公財) いしかわ県民文化振興基金にお問い合わせください

14. 問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1
公益財団法人いしかわ県民文化振興基金
(石川県県民文化スポーツ部いしかわ百万石文化祭推進室内)
電 話：076-225-1353
Mail：bunka2023@pref.ishikawa.lg.jp 担当：松尾